

3

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免と日本学生支援機構の給付奨学金

本校は修学支援の
対象機関です

高等教育の
修学支援新制度とは

経済的な理由で進学を諦めないよう、2020年4月にスタートした国の修学支援制度です。この制度は、主に「入学金・授業料の免除／減額」「給付奨学金の支給」からなっており、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯、多子世帯等の学生が対象です。

入学金・授業料の
免除／減額



給付奨学金の
支給

■ 申込資格

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方

- (1) 2026年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 高等学校等(本科)を*卒業後2年以内の人

※高卒認定試験合格(見込)者も対象となる場合があります。詳細は、日本学生支援機構のHPでご確認ください。
 ※原則日本国籍を有する者。外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。
 ※過去に同法律に基づく修学支援新制度を受けたことがある人を除きます。
 ※卒業後2年以内とは高等学校等で初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から専門学校等へ入学した日までの期間が2年を経過していない場合を指します。

■ 選考基準(家計基準・学力基準)

※授業料等減免と給付奨学金支給の支援対象者の選考基準は同一となります。
 ※審査は独立行政法人日本学生支援機構が行います。
 審査の結果、世帯の所得金額に基づく区分(第I区分～第IV区分)によって授業料等の減免額と毎月の給付奨学金の支給額が決まります。

① 家計基準

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯・多子世帯等の学生が対象



【収入基準】 ※家計基準の審査は、原則、入学予定者と生計維持者(父母等)のマイナンバーにより取得した情報に基づき行われ、収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

第I区分 標準額支援世帯 入学予定者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

第II区分 2/3支援世帯 入学予定者と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

第III区分 1/3支援世帯 入学予定者と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

第IV区分 1/4支援世帯 入学予定者と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が51,300円以上154,500円未満である多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯)

(※1) ふるさと納税・住宅ローン控除等の税金控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります
 (※2) 支給額算定基準額=市町村民税の所得割の課税標準額×6%・(調整控除の額+税額調整額)
 ただし、政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となります

【資産基準】
 入学予定者と生計維持者の保有する資産(※3)の合計額が以下の基準額に該当すること
 (基準額)生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 / 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満
 (※3)対象となる資産の範囲:現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券・貴金属等の合計額となります(不動産は対象としない)

② 学力基準

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
- (1) 高等学校等における評定平均値が、3.5以上であること
 - (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
 - (3) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※詳しくは、予約採用の方は高等学校へ、在学採用の方は進学先へお問合せください。
 ※採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支援が打ち切りになることがあります。



日本学生支援機構が提供しているWEBサイトで、収入基準に該当するおおよその目安として確認できます。

「進学資金シミュレーター」 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

■ 支援金額

支援を受けられる金額は、世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)のほかに、進学先の学校の種類・通学形態(自宅通学・自宅外通学)によって異なります。

授業料等減免

○各専門学校等が、以下の上限額まで授業料等減免

授業料等減免の上限額(年額)

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による)※左ページ参照

	入学金	授業料	合計
第Ⅰ区分 標準額支援世帯	160,000円	590,000円	750,000円
第Ⅱ区分 2/3支援世帯	106,700円	393,400円	500,100円
第Ⅲ区分 1/3支援世帯	53,400円	196,700円	250,100円
多子世帯 (扶養する子供が3人以上)	160,000円	590,000円	750,000円



給付奨学金

○原則返済は不要です

給付奨学金の給付額

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による)※左ページ参照

		自宅通学	自宅外通学 ^{※2}
第Ⅰ区分 標準額支援世帯	月額	38,300円 ※1(42,500円)	75,800円
	年計	459,600円 ※1(510,000円)	909,600円
第Ⅱ区分 2/3支援世帯	月額	25,600円 ※1(28,400円)	50,600円
	年計	307,200円 ※1(340,800円)	607,200円
第Ⅲ区分 1/3支援世帯	月額	12,800円 ※1(14,200円)	25,300円
	年計	153,600円 ※1(170,400円)	303,600円
第Ⅳ区分 ^{※3} 多子世帯 (扶養する子供が3人以上で 所得が約600万円未満の世帯)	月額	9,600円 ※1(10,700円)	19,000円
	年計	115,200円 ※1(128,400円)	228,000円

※進学先の学校の入学金・授業料の金額が上限額より低い場合は、その金額が上限額となります。
※年度途中の支援区分の改定により年額は変更となる場合があります。

(※1)生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設などから通学する人は、上表のカッコ内の金額となる場合があります。
(※2)自宅外通学と認められるにはいくつかの条件があります。(実家から学校までの距離や通学時間等)詳しくはお問合わせください。
(※3)給付奨学金については、多子世帯(扶養する子供が3人以上)の方も所得額(住民税非課税又はそれに準ずる)によっては、全額～2/3～1/3の支援となります。

▶福岡医健の場合(減免される金額)

	スポーツマネジメントテクノロジー科 スポーツ科学科			柔道整復科・鍼灸科・理学療法科・作業療法科 救急救命公務員科・看護科・歯科衛生士科		
	入学金	授業料	合計	入学金	授業料	合計
第Ⅰ区分 標準額支援世帯	150,000円	590,000円	740,000円	160,000円	590,000円	750,000円
第Ⅱ区分 2/3支援世帯	100,000円	393,400円	493,400円	106,700円	393,400円	500,100円
第Ⅲ区分 1/3支援世帯	50,000円	196,700円	246,700円	53,400円	196,700円	250,100円
第Ⅳ区分 ^{※4} 多子世帯 (扶養する子供が3人以上)	150,000円	590,000円	740,000円	160,000円	590,000円	750,000円

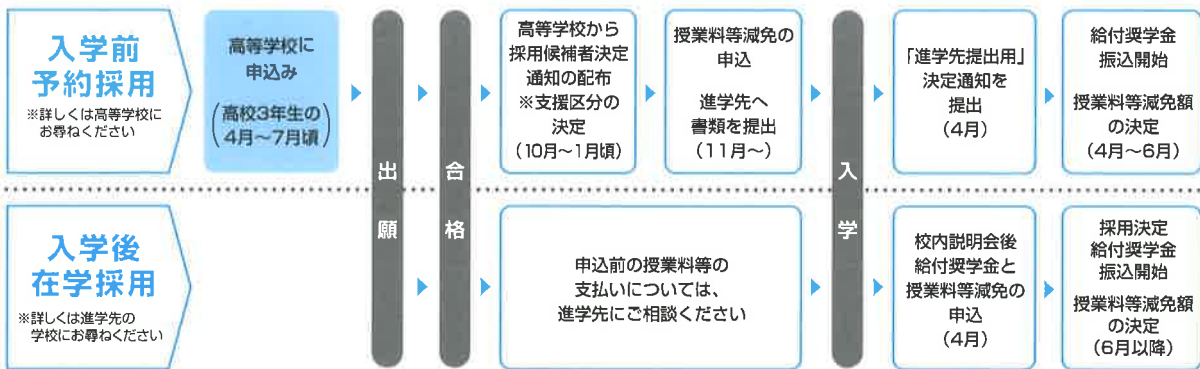


給付奨学金



(※4)世帯収入が600万円を超える場合は授業料等減免のみとなります。
※あくまで一例となります。年度途中の支援区分の改定(年に1回10月)により年額は変更となる場合があります。
※年1回(10月)、マイナンバーによる家計状況の確認があり、対象区分が変更となる可能性があります。

手続きの流れ



◇ 予約採用申込は高校3年生の4月～7月頃、申込窓口は各高等学校です ◇

●貸与型奨学金と同時に申込ができます。申込例は、P4を参照ください。
●申込締切は高等学校によって異なりますので、早めに高等学校の先生にご相談ください。

●高校3年生の募集時期を過ぎると進学先での申込みとなります。その場合は給付奨学金の振込等が遅れますので、スケジュールを確認のうえ、早めに申込みましょう。

日本学生支援機構(JASSO)

詳細・お問合せ先

ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp>



文部科学省

高校生向け修学支援新制度
<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

